

制定 平成 14 年 12 月 25 日  
平成 14・12・25 資第 7 号  
改正 平成 16 年 10 月 1 日  
平成 16・09・24 総第 2 号  
平成 19 年 5 月 21 日  
平成 19・05・10 資第 3 号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等を次のとおり定める

経済産業大臣 平沼 赳夫

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号。以下「法」という。）第 9 条に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準及び第 6 条の規定による標準処理期間等を下記のとおり定める。

## 記

### 第 1 申請に対する処分に係る審査基準

法第 9 条第 1 項の規定による新エネルギー等発電設備の認定については、同項の規定に基づく申請において、次の各号を総合的に勘案し、合理的と認められる場合に行う。

（共通事項）

- （1） 法第 5 条に基づく新エネルギー等電気の利用に供する電気の量を測定するための電力量計については、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 119 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に基づき提出される配線図において、当該電力量計が計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 16 条の規定に違反しない旨が分かるものであること。

（地熱）

- （2） 当該認定に係る発電が地熱を電気に変換するものである場合にあっては、地熱資源である熱水（水蒸気を含む。以下同じ。）を著しく減少させない発電の方法であること。具体的には、地熱資源である熱水を二次システムを用いるなどして間接に利用した上で地中に還元する発電方法や温泉等他の目的のために用いられる地熱資源である熱水を副次的に利用する発電方法等を用いることによって、追加的な生産井の掘削を頻繁に行う必要がなく、当該地熱資源である熱水を相当程度減衰させないこと。

（水力）

- （3） 当該認定に係る発電が水力を電気に変換するもののうちダム式又はダム水路式の水力発電所によるものにあっては、ダム（基礎地盤から堤頂までの高さが 15メートル以上のものを

いう。)を有し、河川法(昭和39年法律第167号)第23条の規定による流水の占有の許可の際に同法第90条第1項の規定に基づく条件(いわゆる「水利使用規則」)により規則第12条第2項第2号イに適合していると判断できること。

(バイオマス)

- (4) 当該認定に係る発電が規則第7条第2項に規定するバイオマスエネルギーを電気に変換するものである場合にあっては、発電方法が、下記の要件のいずれかに適合していること。
- ア 一般廃棄物発電の場合で、旧厚生省通達(昭和52年11月4日環整95「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」)に従ってごみの種類組成分析を行い、投入する燃料に占めるバイオマス(紙、布類、木、竹、わら類、ちゅう芥類(動植物性残渣、卵殻、貝殻を含む。))である燃料の比率を年4回以上算定し、その算定結果及び算定根拠を帳簿に記録しつつ発電する方法については、申請者から当該通達に基づいて行われた組成分析の結果について、申請者から過去1年間の実績により提出を受けることにより、過去1年間のデータが捕捉されていることが確認できること。また、提出を受けていない場合については、今後、旧厚生省通達に従った管理をすることが担保されていること。
- イ 産業廃棄物発電の場合で、燃料である産業廃棄物について、産業廃棄物管理票その他これに類する書面(燃料である産業廃棄物がバイオマスであるかどうかを把握できるものに限る。)により、その種類組成・重量・熱量を把握し、投入する燃料に占めるバイオマスである燃料の比率の平均値を毎月算定し、その算定結果及び算定根拠を帳簿に記載しつつ発電する方法については、バイオマスであるかどうかの把握について、少なくとも昭和46年10月25日環整「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」に基づく分類以上の精度で把握すること。また、同通達にいう汚泥、廃油については、当該燃料をバイオマスとして認定する場合には、当該燃料の種類並びに当該燃料におけるバイオマスに係る部分の内訳及びその重量・熱量が分かること。なお、上記事項の確認に当たっては、通常使用している廃棄物物性等に関する管理票のサンプルの提出がなされていること、若しくは、今後の管理のために用いる予定の管理票フォーマットの提出がなされていること。
- ウ その他の場合については、上記に準じる方法によること。

## 第2 不利益処分

法第9条4項の規定による新エネルギー等発電設備の認定の取消しは、同項の規定に基づき行うものであり、特段、基準は、作成しない。